

[申請者]
 公共事業施行者 住所 郡市 町村 番地
 氏名
 (名称)

土地所有者 住所 郡市 町村 番地
 氏名
 (名称)

年 月 日付け公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申し出のあった下表記載農地の転用については承認する。

ただし、次の条件を付ける。

年 月 日

千葉県知事 印

[許可条件]

- (1) 用途
- (2) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む）に従って事業の用に供すること。
- (3) 転用に伴う工事について、許可後3か月後及びその後1年ごとに工事が完了するまで、その進捗状況報告を、工事が完了したときは、その完了報告をそれぞれ農業委員会へ2部提出すること。

[表]

市町村	大字	字	地番	地目		面積 m ²	備考
				登記簿	現況		

[注意事項]

- (1) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の設置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む）に従って、その事業に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがある。
- (2) 地目変更の登記申請を行うときは、申請書記載の用途に供したことを確認できる農業委員会が発行した証明書を添付すること。

農業事務所
 (第 号)

農業委員会
 (第 号)